

■地域生活支援拠点等とは

障害者の重度化・高齢化や、「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制。

■地域生活支援拠点等がなぜ必要なのか（上越市での状況）

【現状】

- ・ 障害のある子を持つ保護者の高齢化
⇒保護者亡き後、残された子がどう生活していくのか不安・心配の声が増加
- ・ 障害の重度化
- ・ 複合的な課題を抱えるケースの増加
- ・ 緊急時の受け入れ先の不足

【受入れ側の課題】

- ・ 重度障害者への対応、緊急時受入れの充実
- ・ サービス利用計画作成に係る時間の短縮（支援者のスキル向上）
- ・ 福祉施設職員、相談支援専門員の負担の軽減（相談支援専門員を始めとする支援を支える人員の確保、仕組みの強化）



【地域生活支援拠点等の整備による効果】

- 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用を可能とすることにより、地域における生活の安心感を高める。
- 体験の機会の提供を通じて、施設や親元から共同生活援助や一人暮らし等へ生活の場を移行しやすくする支援を提供する体制を整備することで障害者の生活を地域全体で支える。

■地域生活支援拠点等のイメージ



※国からは整備手法について多機能拠点整備型と面的整備型が例示されているが、当市では既存の社会資源や制度を活用し、支援機関の間においてネットワークを構築することによる面的整備型の整備を進めている。

■地域生活支援拠点等の機能

機能	概要
相談	基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能。
緊急時の受け入れ・対応	短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。
体験の機会・場	地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能。
専門的人材の確保・養成	医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能
地域の体制づくり	基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

※医療的ケアが必要な障害者等への対応が十分に図られるよう、多職種連携の強化、緊急時の対応等について、医療機関との連携を含め、各機能を有機的に組み合わせる。
※5つの機能以外に、地域の実情に応じた機能を創意工夫し、付与することも可能。

■当市の整備状況

地域生活支援拠点等の設置許可は各地方自治体が行っており、当市では4法人を運営事業者として指定している。（順不同）

	法人名	担当区域	設置等の種類
1	社会福祉法人 上越市社会福祉協議会	全域	面的整備型 ※複数の事業所や法人等の連携により必要な機能を確保する
2	社会福祉法人 上越福祉会		
3	特定非営利活動法人 大杉の里		
4	社会福祉法人 みんなでいきる		

【参考：全国の整備状況】

令和2年4月1日時点で469市町村が整備済み。（うち圏域整備：66圏域272市町村）